

平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第5回）概要
（前半：東部広域行政管理組合の環境影響評価書について）

- 1 日 時 平成25年2月1日（水）午後1時15分から午後3時まで
- 2 場 所 鳥取県議会棟3階 特別会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 概 要

- ・議事に先立ち、資料の確認。事務局から鳥取県環境影響評価条例第45条第2項に定める審査会の定足数である過半数以上の出席（委員数13名中9名）であることを報告。
- ・また、非公開事項のないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開で進めることを決定してから審議に入った。
- ・最初に事務局から本件に関するこれまでの経過を説明しその後、事業者から準備書に対する知事意見に対する見解を中心に説明をしていただいた後、質疑応答。

岡崎会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御発言等ありましたらよろしくお願ひします。どうぞ。

A委員

1つ教えていただきたいんですが、資料の2の23の排水処理フロー図がございまして、水の流れはすごくよくわかりやすいと思うんですが、この量がよくわからなくて、特に、プラント系で150トン/デーの流れがあって、出ていくのは8.4トンということは、これは数字は問題ない、正しいんでしょうか。

事業者

これにつきましては冷却水等に使っていきます。それで、蒸発とかいろいろありますので、入ったものそのまま出るというわけではないということでございます。

A委員

最終的に出るのもう8.4トン。

事業者

大体そういう感じですね。施設によってこれ若干あるでしょう。今想定してるのは大体そういう感じということです。

A委員

ちょっとこの数字だけみたら、みんな疑問に思ひやすいかもしれません。

事業者

そうですね。済みません、説明がちょっと足りませんでした。申しわけありません。

岡崎会長 ほかにいかがでしょうか。

B委員 いいですか。

岡崎会長 どうぞ、お願いします。

B委員

ちょっと細かいことを言うといろいろあるんですけども、3つほど、伺いたいんですけど、まず1つは、これ大気の調査なんかをいろいろして、その詳細が資料の2の5というところに載せてあるんですけども、ここに大気予測をした値を使って、例えば、年平均の長期の濃

度予測の値を出したと。それを使って、どういうんでしょう、例えばこれでしたら2%除外値とか書いて、98%除外値とか書いてあるんですけども、これ確率的な考え方で計算されてると思うんですけども、ちょっとこれよく数値を見てみますと、こちら資料の本編の方なんですけども、7の84、ここに、例えばこの今7の84って本編に書いてあるこのページですね、これですと、例えば浮遊粒子状物質濃度の予測とか書いてあって、年平均値の予測結果っていうのは多分その計算式で出てくるんだと思うんですけども、これを今の資料の2の5のことですね、多分こういったのに掛けて2%値とかっていうのを出すんだと思いますけど、これはどうなんですかね、二酸化窒素の方で見たらいいんでしょうかね、比べたらいいでしょうかね。見ますとかなり、ごめんなさいね、どういうんでしょう、これグラフを外挿して求めるといふうに考えたらいいんですかね。

事業者

資料編の2の2、2の5ページのところに、日平均値の年間98%値または2%除外値の変換式ということで、回帰式の設定根拠を記載してございます。この変換式といいますのは、そもそも県内の一般環境常時監視測定局の年平均値と日平均値の相関関係、これは過去5年間、平成18年から22年度までの回帰式、これは年平均値と2%除外値もしくは日平均値の年間98%値との実際の測定データから求められた回帰式の直線回帰でございまして、その回帰式から相関性を求めまして、その相関性に基いて実際の予測値である年平均値から日平均値の2%除外値、年間98%値を算定してるという状況でございまして。

B委員

わかりました。済みません、ちょっと私の方で見間違えてたみたいです、済みません。

じゃあ、2つ目なんですけども、今御説明があったんですけども、こちらの資料の方、きょうの今説明があった第15章という冊子なんですけど、その2の個別事項って書いてるこの1番の大气調査、大気質についてというところで、間違いがあったというので書きかえがあった箇所なんですけども、こちらの計算では、南西方向の風について風に排出物質が乗ってその予測をしたというふうな、そういうことだったと思うんですけども、夏場ですと、恐らく逆の方向に多分吹くんじゃないかというふうに思うんですけど、そうすると、南東方向にやはり煙が、どういうんですかね、吹き出して飛散していくような感じだと思うんですけども、そしたら、南東方向を見ますと煙突から大体500メートルぐらいのところに民家がありまして、そういうところの計算をされてないというのは何か理由があるのかなというふうに思ったんですけど、どうなんでしょう。

事業者

この今おっしゃられた調査でございまして、これは複雑な地形ですね、複雑地形ということで、その標高の高い山があると。今までの準備書の段階では平たん地ということで予測評価を行いました、裏に大きな山があるということで、その山の断面に沿って排ガスがどう流れるのかということの予測評価ということでやっております。それでそのその方向で吹く風の出現率を見ますと年間に5%未満ということですが、基本的には南西側のその高い山、これに対して排ガスがどういうふうに影響していくのかということでございまして。

B委員

南東の方向は山の逆方向ということなんですけども、そちらも何かやっぱり流体力学的には非常に山の影響を受けるというふうに思うんですけども、いかがなんでしょう。

事業者

資料編のページでいいまして、2の94ページをお開きいただきたいと思っております。準備書の

段階では、先ほど説明ありましたとおり、平たん地形、すべて平たんという地形とみなした予測評価を行ってありましたけども、南東側で一部煙突の実体高さを上回る地形がございますので、その断面予測を行ったということがまず大方針としてあります。

予測項目につきましては、基本的に準備書に記載した項目につきまして、長期の平均濃度と短期の平均濃度。短期の平均濃度については、大気安定度の不安定時という代表的なケースについて行ってございます。予測手法につきましても、ごみ焼却の環境アセスメントマニュアルに基づく代表的なE R T - P S D Mモデルというものがございまして、この計算手法を用いてその断面の予測を行ったと。ですので、そういった風の状況につきましても、すべて一応現地調査結果を踏まえた予測を行っているということでございます。

B委員

よろしいですかね。逆の方向については、これ平たんの地形ということで計算すればよいと、そういうお考えでよろしいんですか、そういう理解でよろしいんですか。

事業者

もう一度お願いいたします。

B委員

南東方向については、これ山がそちらにはないということなんですけども、そういうところの地形に対する予測というのは、平たん地形の計算でも十分だと、そういうふうな解釈でよろしいですか、そういうふうなお考えでよろしいんですか。

事業者

はい、その考えで結構です。

B委員

ああ、そうですね。ちょっと、私といろいろ考えが違うようなんですけども、このモデルというのは二次元的な式ですよ。ブルームモデルですので、多分これ一様性を仮定した式をもとにして計算してるということなんですけども、そうすると、多分これ二次元的な仮定を置いて計算してるような気がするんですけど、果たしてそれできちん出るのかどうかというのが一つ疑問がありまして、それとあと、やはり北東の方向も流れ下る風というのがやっぱり山の影響を相当受けるので、ちょっと私も素人なんで、どこまで正しいかわかりませんがちょっと疑問が残るなというのが正直なところです。

事業者

御指摘のとおり、数値解析とかを行えばより精度の高い予測評価が可能かと考えてございます。今回用いましたこのE R T - P S D Mモデルにつきましては、御指摘のとおりブルームモデルの改良型版としてこのごみ施設のアセスメントマニュアルの中に記載がございまして、これが大体地形を考慮した予測手法の一般的なやり方になってございます。

ですので、御指摘を踏まえて、今後事後調査を最大着地濃度の出現地点付近で行います。それは供用前にも行いますし、供用後にも行うことによってそういった実際の予測結果の検証というものを今後やっていきますので、それによってこの予測評価の妥当性を確認するというところで考えてございます。

B委員

ちょうど私もう一つ質問しようと思ってたんですけど、それでちょうど予測地点のお話が出たんですけども、差し支えなければ、どういうところを選択されたかというのをお聞かせ願いたいんですけども。その事後調査ですね、事後調査に選定されるたしか7地点とか合計14地点とかっていうふうにとこやらに書いてたかと思うんですけども、差し支えなければどのあた

りを想定しておられるかというのを具体的にお聞かせ願えとうれしいんですけども。

事業者

具体的には、最大着地濃度地点の当初準備書の段階で予測しておりました平たん地形で予測を行いました最大着地濃度地点が、計画地の東側の方向に最大着地濃度が見られましたけども、そちらの方に1地点、それと今回の地形を考慮した断面予測における最大着地濃度の出現地点付近の2地点、それと要配慮施設といたしまして、周辺の小学校、中学校、保育園、それと老人ホームの代表的なところから各1カ所ずつを選定してございます。

具体的には、評価書の7の64ページをお開きいただきたいと思います。こちらに、煙突排ガスの排出による影響予測範囲図ということで予測地点を要配慮施設を含めて記載してございますが、これらの要配慮施設と準備書段階で現地調査を行った現地調査地点並びに先ほど御説明させていただきました平たん地形とみなした場合の最大着地濃度と地形を考慮した場合の断面予測における最大着地濃度出現予測地点、これらをすべて包含する形で14地点を設定の上、供用前と供用後について同じように調査を行い、保全措置の効果を検証するというようにしてございます。

B委員

ありがとうございました。

岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

C委員

済みません、今のに関連してなんですけども、地形を考慮したという、例えば資料の2の90でしたっけ、99ですかね、資料編の2の99のところ、これが今までの結果との比較が出てるんですけども、よく理解できなかったんですね。まず北東からの風だけの場合なんですかね、それともどちらかの風かもちょっと十分理解できてないので。

事業者

現地調査結果に基づきまして、すべての方向の風を加味した場合の予測結果でございます。これで見ますと、資料編の2の99ページにございますとおり、地形を考慮した断面のところを切ったところの距離減衰図でございまして、地形を考慮した場合ですと、地形を考慮しない場合よりも若干高い濃度が出るという予測結果になってございます。以上です。

C委員

地形を考慮した場合のその前でいうと、今までの評価書であったような分布図、例えば、2の83のような分布図っていうのは描かれてないものなんでしょうか。

事業者 平面分布図ですね。

C委員 そうです。はい。

事業者 平面分布図については、はい、特に今回は作成しておりません。

C委員 それはできないのかできるけどもやってないのか、どちらなんですか。

事業者

一応、断面でのこれは予測でございますので、平面的には予測計算を行っていないということでございます。

C委員

ちょっとまだ、ごめんなさい混乱してるんですけど、風の方向はいろんな方向のやつをシミュレーションするけども、その中の最終的に一断面だけの結果を出してると。

事業者 はい、そういうことでございます。

C委員

それで、でもそこが本当に最大着地地点と何で評価できるのかなというのがすごく不思議ですね。

事業者

そうですね。実際、煙突の実体高さを上回る地形を周辺の2キロ範囲で見た場合に、その南西方向にたまたま高い山が1カ所だけございますので、その断面を切る形で予測、検討を行ったということでございます。

C委員

はい。それはわかるんですけど、その断面の中での最大着地地点という点では結構です。ただ、ほかの断面をとったときに、山の影響で最大着地地点がほかにずれないかなという検討というか、それはされてるのかどうかです。

事業者 それは行ってございません。

C委員 それが大丈夫でしょうかというところですね。

事業者

煙突の実体高さがありますから、それからその落下物というのは基本的には変化がない。結局、煙突でも高くなった部分の地形についてどういう影響が出てくるかというのが今やったところで、この周辺の中で南西方向について、実際の煙突の高さよりも高いところはこの1点だけです。そうすると、ここの高さのこの断面を調査すれば、実際の煙突高さの排ガスの影響度というのは何らかの形で地形の変化で変化を起こすのはここだろうと。ですから、あとはなだらかに山があっても、平地だろうと上から落とす落下物というのは影響度は一緒ですから、そこは従来のプルームで十分だという考え方です。

C委員

そうすると、従来の平面的な分布図にさらに足して先ほどの南西断面ですか、のところだけが特異点として出る可能性がある、という理解でよろしいんですか。

事業者 ということでもいいです。

岡崎会長 ほかにいかがでしょうか。じゃあ先に、はい。

D委員

済みません、処理方式がまだ決まっていないことについてのところですけども、最後の方に、方式が決まって、その段階において予測結果の縦覧を行うとあってあるんですけども、準備書を上回る環境影響が確認された場合またはその恐れがある場合は適切な対応をとることがあるんですけども、上回る環境影響が確認された場合には方式の変更も考慮されるってことなんでしょうか、その方式の中で方策を考えるということなんでしょうか。

事業者

今の私どもが予測評価してるのは、先ほど言った3方式の中ですべていろんな意味の最大値で予測を、影響度の環境に与える影響が一番最大値のところでは予測評価をしております。基本的には、多分それ以上のものは出ないという前提でございますけども、もし仮にそういう状況が発生すれば、それはその処理方式はもう決まっておった段階では、あとは環境対策を考えていくということになります。

D委員

じゃあ、ほかの方式にしても多分それが下回ることはないっていう。ほかの方式というか、そういう数値が出たとしても、それ以外の方式であれば下がるということは考えない、それ以外の方式でもやはり高い値が出るだろうからその方式の中で対策を考えるといったことで

しょうか。

事業者

今の3方式の中で、一番環境に影響を与える状態で今予測・評価をしています。ですから、例えば、Aという方式が一番環境に影響を与える条件を備える方式であれば、この環境影響評価方式はAという条件で予測をしています。仮にこれがBになった場合は、当然Bの方が今の予測ですとAという方式をとったよりはBの方式をとった方が環境影響度が低くなりますから、多分そういうことはないでしょう。仮に、例えばAの評価方式をとって私どもの予測評価を上回るような状態になった場合は、それはそれなりの方法、対策法がありますんで、それはその専門家の方と相談しながら対策を講じていきますということです。

ですから、方式というのは、一度決めて物事を図っていきますとそう簡単に変えられるものではございませんので、これ今、トン当たり4,000万とも5,000万とも工事費が言われていますんで、270トンということになると150億から160億、もう少しかかるかもわかりませんが、その程度のお金がかかりますんで、方式の決定については、非常に私どもの方も慎重にこれから事務を進めていかないといけませんし、先ほど説明でもあったように、今の大手プラントというのはそれほど1社でたくさんのプラントの方式をとる技術はほとんどありません。少なくとも1社が持つて技術っていうのは1ないし2ぐらいの方式となります。そうすると、方式を決めていくと当然業者さんが絞られていきます。そうすると、非常に入札等の面についても非常に神経質になっていかないといけないということがありますんで、処理方式の決定については慎重に向かっているべきを得ない。当然その業者さんとの関係もございまして、先ほど説明があったように公正とか公明とか、それからまた一番肝心なのは、この鳥取県東部のごみ質で一番適正に処理する方式をこれから決めていかなきゃいけない、こういう面がありますんで、その面については慎重にこれから向かっていくということがございます。

岡崎会長 では、どうぞ。

E委員

事後調査のことについて教えてください。

今日、配られた事業者の見解の第15章ということになるんですかね、その(5)番のところは事後調査についての事業者の見解いただけてますけども、この3行目から調査期間については、この事後ってことですね、調査期間については施設稼働が定常になる時期と環境への影響が明らかになる時期が異なる場合も考えられることも考慮の上適切に設定しましたとあるんですけど、考え方としては非常に妥当だと思うんですが、ちょっとわからないのは、施設稼働が定常になる時期っていうのを具体的にいつと考えておられるのか。それから、環境への影響が明らかになる時期が異なる場合っていうのをどういうふうにして設定されたのかということが必ずしも十分に記述されていないのではないかと思います、その点お伺いしたいんです。本編でいきますと、10の3ページから10の5ページまでですね。それぞれ項目、施設供用時における事後調査の項目及び方法ということで、各項目ごとに調査期間というのはいろいろ書いてあるんですけど、これがどういうふうな設定になっているのかということの方がわかりません。

それから、ついでに言わせてもらおうと、例えば土壌、10の4ページの土壌なんかだと、事業活動が定常となった時期から1年間と書いてあるんですけど、これは定常となった時期のある時期1年間だけ測るという意味なのか、ちょっとよくわからないところがこの書き方にあるので、教えてくださいということです。

事業者

まず、通常の稼働してる施設でございますけども、定常運転と初期段階でいえるのは大体3カ月ぐらいいろんな試運転活動をしていって、大体3カ月ぐらいには一般的な定常運転に戻ると、戻るといのか、定常運転になります。ですから、そういう状況を見た上でその調査項目に入っていくということになります。

ちょっと調査内容については、別の者に説明させていただきます。

事業者

調査内容につきましては、具体的には評価書の10の3ページに記載してございます。具体的には、例えば、施設の稼働の大気の施設排ガスの影響につきましては事業活動が定常となった時期から1年間行う予定としてございますし、その間に騒音とか振動及び悪臭の影響につきましても、その1年間の間の代表的な夏季の時期には1日間の時期に行う予定でございます。

E委員 確認したいのは、その1年だけやるってということですかね。

事業者

事後調査につきましては1年間だけやりますが.....。

この調査の事後調査の1年間というのは1年間でございますけども、その後、定量的に法的検査、ダイオキシンの調査ですとか周辺の土壌調査するとか、そういうものはずっとできるだけ続けていきます。具体的にいいますと、今、私ども鳥取市の方が管理をしております神谷清掃工場につきましては、当然排ガスはばいじんから始まってダイオキシンまで年2回調査をしておりますし、それから住民サイドとの約束とかそういうことがあって周辺の土壌調査についても年1回とか年2回とか、そういう定量的な調査は続けていきますんで、こういう大きなまとまった調査については1年間でやります。それから、あと1年以上で別なところで調査をしないといけないことについてはちょっと説明をさせていただきます。

先ほどの定常の時期と影響が明らかになってくる時期の違いにつきましては、具体的には、例えば植物だったり動物だったり、植物ですと、例えば移植後の状況を見るのに1年間ではやはり不十分ですので、3年間とか、そういった生育状況を見ながらやっていくことになるうかと考えております。

E委員

ちょっと私は植物とか動物の専門家ではないのでその辺はわからないんですけども、施設が定常運転してから3年後ぐらいが環境影響が一番大きいという考え方が妥当なのかどうかというのがちょっと専門ではない者にはわからないので、そのあたりも根拠があるなら示されておいてほしいですし、またこの場で議論しておいた方がいいのかなというふうに感じました。

それと、大気質等についてはさきに回答がありましたけども、法に基づいて調べる部分については当然だと思うんですけども、周辺住民というのはまだ何も定まってないわけですよ。その辺の事後のモニタリングの姿勢についてここにははっきりと示されていないような気がしたので、1回のみ調査というわけではなくて、継続的なモニタリングっていうことの方が事後の環境影響をあるなし判断していくには重要なんじゃないかと思っておりますので、その継続的なモニタリングの内容についても、計画があるのであればそれは示していただければというふうに思います。

事業者

まず最初に具体的に業者が決まっておったりしてないんで、今は法定基準とか過去の事例でやっておりますけども、実際に今度は業者が決まって性能、方式が決まれば、その中で性能の限界値というものが企業側から示されます。そうすると、そこまでは間違いなく業者側の方も守れるんだという限界値を一応出してきますんで、それを見ながら、これから地元の方と、

例えば具体的にいきますと、鳥取市の神谷清掃工場であれば神谷清掃運営協議会とか、公害防止協会、とにかくそういうものが多分地元の方にもつくられるだろうし、私どもも地元の方の住民の方の窓口またはその情報公開の窓口として、地元の方とのそういう共同体というようなものをやっぱり組織をしていくということになると思います。

これは、こういう廃棄物の施設は、全国的にも皆さんがそういう組織をつくっていただいたりして話し合いの機会とか情報公開の機会をつくっていくのが一般的に定例のやり方です。実際、今、東部広域の方でやってある最終処分場についても委員会をつくっていただいて、そこで情報公開をしていっておるといふことです。

それから、そこで先ほど私も少し言いましたけど、法的な、当然やらないといけない測定以外に、地元の方からここと、こことここは定点測量を繰り返してくださいというような要望があります。その要望については基本的にはわかりましたということで定期的に定点測量をしていって、そのことを地元で年1回お知らせをするというような行為は繰り返しておりますので、今後、具体的に方式が決まり、業者選定が決まりますと、今言いましたように機種による技術限界値というものが示してきますので、その中でその基準よりも相当厳しい基準を持ってきてくれると思っておりますので、その段階で具体的に数値とか測量点とか、その条件等については地元の方とお話をしていくということになりますので、まだそこまでは行ってないといふことです。

E委員

はい、わかりました。具体的なところはまだだということですが、方針としてはあるということなんで、ちょっとこの今のこの本編、評価書の方ではちょっとそこまで読み取れなかったもので、環境影響の影響が大きいことが明らかになった場合は必要な措置をとるっていうのは当たり前として、10の3に書いてありますけれども、じゃあ環境影響の程度が大きいというのはどうやってわかるんだろうかというところが書かれてなかったので、その継続的なモニタリングをしていく方針であるといふところをぜひ示していただければと、読み取れるようにしていただければといふことです。

岡崎会長 ほかに、いかがでしょうか。はい、お願いします。

F委員

失礼します。植物の話なんですけど、先ほどのモニタリングの話は、ぜひ、3年が適正かといふと、それはなかなか難しいんですけども、積極的にそれは進めていただくという方向で進めていただければと思うんですが、あと、ホンゴウソウの件については、むしろ何か事業の範囲に境界部にあったものを取り込んでいただいて、むしろ積極的に考えていただくという方向は評価したいと思うんですが、評価書のこの保全措置は、7章の231ページなんですが、それとともに、動物の方でカスミサンショウウオに知事意見が特についておまして、7の309ページに、そのカスミサンショウウオの件が書いてあるんですが、これで、特に、カスミサンショウウオとかイモリについては、指摘があったからかどうかわかりませんが、ここを割と詳しく書いてあって、一時的な移殖を行ったりとか、それから、調整池、用水路の形状の工夫とかピオトープ等の整備って書いてあるんですけど、そう書いていただく、詳しく書いていただいた方が当然ありがたいんですけど、それに比べて、その7の231ページに戻っていただいて、ミズマツバについては、これも湿った場所にあるものですが、これ溝のようなところであって、それが事業によってほとんど消失するといふことで、適切な代替地を設けて移植を行うって書いてあるんですが、余りになんかそっけない、適切な代替地っていうのは何のことでしょかっていふところをちょっと感じたものですから、ちょっと、多分、カス

ミサンショウウオの方を詳しく書いてしまってこちらとバランスがとれなくなってしまうというイメージもあるんですけど、まあそれにしても、こういうのをつくりますと書いてあればわかるんですけども、適切な代替地というのだけでは忘れられないかなという、ちょっとおそれを感じておまして、その辺ちょっとお示しいただきたいんですけど、具体的にどうされるつもりなのかというのをまず教えていただきたいんですが。

事業者

そのミズマツバの移植等で代替地ということでございますけども、今の計画している谷の上流部にため池がございます。そのため池を埋めて、そこにビオトープというような形のものをつくりたいというふうに考えておりますので、そちらへの移植ということも考えております。今の件、これは補正して評価書の方に最終的には記載させていただきます。

F委員

ありがとうございます。

それで、そのときにビオトープをつくりますというようなお話がこの会議でいつかあって、そのときにぜひ見せるためのビオトープじゃなくて、生物多様性が保全できるようなことを第一に考えてくださいっていうことがあったと思うんですけど、それもぜひ、その精神、ちょっと書けるかどうかはあれですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

事業者

その御意見も参考にしながら計画を進めていきたいというふうに考えております。

岡崎会長

はい、ありがとうございました。ほかに、あ、じゃあ、お願いします。

G委員

事後調査の土壤の件についてなんですが、評価書の10の4ページで、対象項目が土壤ダイオキシン類というふうになっているんですけども、事前調査というかアセスの方では、カドミウムから有機化合物までいろいろ調べられていると思うんですが、この事後調査では、ダイオキシンだけというふうなことでよろしいでしょうか。

事業者

土壤につきましては、基本的に施設排ガスによる影響という観点から、やはりダイオキシン類というものが最も懸念がありますので、これまでの住民意見とかも踏まえて、県知事意見の内容も踏まえた上で、土壤ダイオキシン類を対象に事業活動が定常となった時期から1年間の間、これは実態的には、施設の排ガスの大気の調査の時期等をあわせてやる必要があると考えておまして、これとあわせて環境省のマニュアルに基づいた、今後、5地点を調査で影響を見ていくことになろうかと思ひます。

G委員

わかりました。

恐らくそんなに高い濃度は出てこないんじゃないかなと思ひますけども、もし余力があれば、調べていただいてもいいかなというふうに思ひます。

あと、ちょっと少し教えていただきたいんですけども、2の11ページの工場の地図の中で、新しく左側の部分を書き加えられたような気がするんですけども、ストックヤードというふうなのがあるんですが、このストックヤードというのは、どういうものをストックしておく、ごみは入ってはいかないんですよね。

事業者

名称はストックヤードと言ってますけど、例えば、焼却施設に持っていくにはごみの大きさ

というのは限界があります。例えば、1.2メートルの長さまでしか焼却炉に入らないとかという、焼却炉に入るごみの大きさがあります。そうしますと、タンストか、そういうごみの中にも大型ごみとかいろんなものがございませぬ。そうすると、そういうものを一たんここに置いて、焼却施設に入る程度に例えば解体するとか、金属物が混合してるごみについては、金属物を取り出して可燃のものだけにしまして焼却施設に持って行く。で、実際、今、鳥取市でやっておりますのは、大型ごみの受付センターというものを持っております、民間の一般の方がなかなか、お住みになっておられたりとかの方がごみのステーションに出せないごみっていうのがございませぬ、受け取れないごみ。そういうものをそういう大型ごみ受付センターというところに出していただいて、まあ少しお金を払っていただくんですけども、そういうものを一たんこういうストックヤードのところを持ってきて、今言ったように、金属類を取ってごみを少し小さくして、それで焼却施設に持って行くと、そういう大型ごみ系の一時保管的なものというふうに御理解いただければと思います。

G委員

わかりました。ということは、まあそこから何か漏えいするというふうなことは、ほぼないという考えで。

事業者 ないです。

G委員

すごく細かい部分で申しわけないんですけども、4の2ページのところの10番のところの土壤という言葉が出てくるんですけども、これは、旧仮名遣いになっているんですが、これに何か意味があるのかということと、それから、ちょっと地形のところ、あ、地質です。3の7ページです。一番下の行に侵食という言葉があるんですけども、これがさんずいへんになっているんです。侵食の侵が。これをにんべんに直した方がいいと思いますので、その辺、訂正だけよろしく願いしたいと思います。

事業者

御指摘ありがとうございました。

土壤の件もこれはミスでございますので、きちっと直させていただきます。ありがとうございました。3の7につきましても、きちっと対応させていただきます。

岡崎会長 ほかにいかがでしょうか。ありましたら、はい、お願いします。

B委員

たびたび済みません。もう一つちょっと質問を忘れてたんですけども、自動車から排出される排気物質の拡散についてなんですけども、ページでいいますと、資料本編の7の51ページになるかと思うんですけども、よろしいですかね。

ちょっとこのたび、私、この後の指針のことで受験生並みにかなり勉強させられまして、ちょっと細かい点も目につくようになったんですけど、ここではプルームモデルというのとパフモデルっていうのを使ってその拡散を計算をしておられるということなんですけども、私の理解では、例えば、今、先ほどの質問では煙突の話が出ましたけども、例えば、広い平地みたいなところでその排気ガスが拡散する、まあ、そういった一様性のあるところを想定してプルームモデル、パフモデルというのを基本的に使うという、私の理解なんですけども、こういった自動車っていうのは高さが低いので、そういうところっていうのは一様性が非常に悪いので、このモデルで計算できるのかどうなのかなと。ある本によると、こういったモデルは使わない方がいいっていうふうに書かれてたりしていたというふうに私は記憶してるんですけども、それで、きょうの午後のこの後の話では、いろんなモデリングとかの指針についての話

が出てくるんですけども、見ていましたら、J E Aモデルっていうのがありまして、こちらを何か使うというふうなことがよく推奨されてるようなんですけども、なぜこのブルームモデルとかパフモデルを今回の評価で使われたのかなというのを、そこをちょっと説明していただけないですかね。

事業者

車両排ガスの予測につきましては、7の51ページに記載のとおり、道路環境影響評価の技術手法、これは財団法人道路環境研究所から出されておりますが、一般的に道路事業のアセスメントでは、一般的にこの手法に基づきまして、ブルーム・パフ式が採用されております。

御指摘のJ E A式、NOxマニュアルに記載の手法だと認識しておりますけれども、こちらの方につきましては、確かに施設の排ガスについてはそちらの方で見ておりますが、従前はそういったJ E A式による手法も多く一般的なアセスではございましたけれども、最近、道路事業の方で大分こういったブルーム・パフ式を用いることが一般的になり始めてきておまして、実測値といいますか、ちゃんと事後調査でそのあたりも検証されてきているというところがございまして、今回は、この本アセスではこの方式を採用したということでございます。

B委員

そうすると、きょうの後の話なんですけど、J E Aモデルっていうのはあんまり使わない方がいいと、そういうふうな理解でよろしいんですか。

事業者

まあ、あんまり使わない方がいいといいますか、現状では、道路の事業につきましては、この手法が一般的に採用されているということでございます。

B委員 はい、ありがとうございます。

岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。大体一通り御意見いただいたでしょうか。どうぞ、お願いします。

事務局

本日御欠席の委員の方から御意見をいただいておりますので、ここでちょっと御紹介の方をさせていただきたいと思えます。

大気への排出は避けられないことで、人への曝露も日常生活の中で避けられないことです。医学部は、特に有病者への対応が一番ですので、こういう話になってしまいますが、事業者のアレルギーへの理解が必須です。炉が決まったようですが、今まで、ちょっとこれ、ハテナがついてますが、今まで鳥取市は分別していると思えますが、燃やすもの、リサイクルするものが分けられていたのでしょうか。

それから、今回、プラスチックごみも燃やせる高温炉（高温でダイオキシンが分解される）ということですが、今までリサイクルしていたものを燃やすこと、イコール、大気などへの排出もふえるになるのであれば、エコに敏感な今、逆行するのではと思っています。今までは、炉が決まっていないのに環境基準値と比較した予想排出量の数字が出ていたことになるのでしょうか。神経質になっては何も進みませんが、感想としてということで御意見をいただいております。

岡崎会長 はい、これは、まあ、可能な範囲で何かコメント、あればいただければ……。

事業者

先ほどクエスチョンがついておったんですけど、まだ今日御紹介したとおり、焼却方式はまだ決まっておりません。

それと、今、国の方でいろんな対策とかプラスチックの取り扱いについていろいろ議論をさ

れてるところでして、御指摘のように、今プラスチックを燃やすぞということを決定したわけではございません。これからその焼却対象物について、何を具体的にリサイクル側に回し、何を焼却側に回すかっていうのは、焼却量を決定する上でも重要な要素になりますんで、そういうことも含めて焼却方式の決定の要因になっていきますんで、今後、作業をする中でそのことも決めていくということでございますんで、そういうお話も、結構今は住民の方がたくさん出しておられて、特に都会の方では、プラスチックを化石燃料代替として使っていこうという動きがあったりすることもございます。その辺については、今後、作業工程の中で決めていくし検討していくということになると思います。

岡崎会長 はい、ありがとうございました。 はい、お願いします。

D委員

ちょっと確認なんですけども、7の436ページの景観のところでは写真と、あとこういうふうになるっていう予測というのがあるんですけども、多分、この工事完了後の図の方は、工業団地も含めてのだろうなとちょっと思いながら見てたんですが、ちょっとその確認だけ。結構範囲が広いので。

事業者 済みません、ページをもう一度。

D委員 ページが7の436ですね。

事業者 6ですね。

D委員

はい。赤い部分が本事業の計画施設ということでしたので、多分この手前の広いところは工業団地の分かって思ったんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

事業者

7の433ページの下段のあたりですけども、写真につきましては、すべて工業団地の区域の内容を反映させたものとしておりまして、その旨、7の433ページの下段の予測方法のところに記載してございます。

工業団地の具体的な内容につきましては、別途資料編の最終章の12章でございますが、ページでいいますと、12の1ページから工業団地の内容を記載してございます。これは、具体的に鳥取市さんにヒアリングを行いまして、現時点で明らかになった情報を整理した結果を踏まえたものでございます。以上です。

事業者

もう一つ、済みません。それから、工業団地のこの写真のイメージ図ですけども、鳥取市の方の情報の中で、具体的にその誘致企業が決まっていますので、建物等については、ちょっとイメージがつかれなかったんで、一応、平地の状態での工業団地のイメージ図ということにしております。

岡崎会長

はい、まだ御意見尽きないかもしれませんが、次の案件もありますので、このあたりで、とりあえず本件の質疑終わりにさせていただきたいと思います。

今後の予定について、事務局の方から少し御説明いただければと思います。お願いします。

事務局

済みません、最初に、右肩の資料1の1とあったものを1枚はぐっていただくと、資料1の2というものがあると思います。ちょっと開いていただければと思います。

そのように、今後のスケジュールとして丸を2つと下線を引いたのが1つあるかと思います。本当に簡単にしか書いてないんですが、本日が第5回の環境影響評価審査会ということで、皆

様からの意見をまたまとめさせていただきまして、また、そういったものを用いて、2月の下旬から3月上旬ぐらいになると思うんですけども、第6回の環境影響評価審査会というものを開催したいというふうに思っています。

まあ、必要に応じて、するかどうかはちょっとわかりませんが、3月21日までに事業者に県知事意見を述べるということが条例の手続の流れになっておりますので、御承知いただければと思います。

岡崎会長

はい、ありがとうございました。

委員の皆様方で、本件につきまして、さらに御意見、御質問等ありましたら、事務局の方にお寄せいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、議題1につきましては、ここまでとさせていただきたいと思います。